第明三治二十五種郵便物認可
△
○
○



# 官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕

○内閣府設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき平成二十八年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件（内閣官房・内閣府・復興庁一）　一
○沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき特定販売施設及びインバウンド旅客施設を指定する件の一部を改正する件（内閣府一一四一）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
　基本測量関係事項　三
裁判所
　破産、免責関係　二六
特殊法人等
　独立行政法人都市再生機構、弁護士法人の登録、厚生年金基金の解散・清算人就任関係　三〇
地方公共団体
　農業協同組合法第七十六条第四項で準用する第六十三条の二の届出関係　三三
会社その他
会社決算公告

## 告示

○内閣府告示第一号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十七条第二項、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第二十条第二項及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十五条第二項の規定に基づき、平成二十八年十月一日現在の行政機関の組織を次のとおり告示する。

平成二十八年十二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

Ⅰ内閣府
　内閣総理大臣
　内閣官房長官
　内閣府特命担当大臣
　内閣官房副長官３
　内閣府副大臣３（復興副大臣の職を兼ねる副大臣を除く。このほか、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。）
　内閣府大臣政務官３（このほか、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。）
　事務次官

１本府
　内閣府審議官２

　Ａ内部部局
　　大臣官房［官房長、総括審議官、政策評価審議官、少子化・青少年対策審議官、独立公文書管理監、審議官17（併任の者を除く。うち２は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれる。）、サイバーセキュリティ・情報化参事官、参事官10（併任の者を除く。うち３は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれる。）、総務課、人事課、会計課、企画調整課、政策評価広報課、公文書管理課、政府広報室、厚生管理官］
　　政策統括官８［参事官44（併任の者を除く。）］
　　賞勲局［総務課、審査官３］
　　男女共同参画局［総務課、調査課、推進課］
　　沖縄振興局［総務課、参事官４］

　Ｂ重要政策に関する会議
　　経済財政諮問会議
　　総合科学技術・イノベーション会議
　　国家戦略特別区域諮問会議
　　中央防災会議
　　男女共同参画会議

　Ｃ審議会等
　　宇宙政策委員会
　　民間資金等活用事業推進委員会
　　日本医療研究開発機構審議会
　　食品安全委員会
　　　事務局
　　子ども・子育て会議
　　公文書管理委員会
　　障害者政策委員会
　　アルコール健康障害対策関係者会議
　　成年後見制度利用促進委員会
　　　事務局
　　原子力委員会
　　地方制度調査会
　　選挙制度審議会
　　衆議院議員選挙区画定審議会
　　国会等移転審議会
　　　事務局
　　公益認定等委員会
　　　事務局
　　再就職等監視委員会
　　　事務局
　　退職手当審査会
　　消費者委員会
　　　事務局
　　沖縄振興審議会
　　規制改革推進会議
　　税制調査会

　Ｄ施設等機関
　　経済社会総合研究所
　　迎賓館

　Ｅ特別の機関
　　地方創生推進事務局
　　知的財産戦略推進事務局
　　宇宙開発戦略推進事務局
　　北方対策本部
　　　北方対策副本部長
　　子ども・子育て本部
　　　子ども・子育て副本部長
　　金融危機対応会議
　　民間資金等活用事業推進会議
　　子ども・若者育成支援推進本部
　　少子化社会対策会議
　　高齢社会対策会議
　　中央交通安全対策会議
　　犯罪被害者等施策推進会議
　　子どもの貧困対策会議
　　成年後見制度利用促進会議
　　消費者政策会議
　　国際平和協力本部
　　　国際平和協力副本部長
　　　事務局
　　日本学術会議
　　　副会長３
　　　第一部、第二部、第三部［それぞれに副部長及び幹事２を置く。］
　　　幹事会
　　　日本学術会議連携会員
　　　事務局
　　官民人材交流センター
　　　官民人材交流副センター長
　　原子力立地会議

　Ｆ地方支分部局
　　沖縄総合事務局［事務所］
　　　国有財産地方審議会
　　　地方交通審議会
　　　沖縄位置境界明確化審議会

２外局等
(1)宮内庁
　宮内庁長官
　宮内庁次長

　Ａ内部部局
　　長官官房［審議官、宮務主管、皇室経済主管、皇室医務主管、参事官２、宮務参事官、秘書課、総務課、宮務課、主計課、用度課］